

## 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度の開始から10年が経過したが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に、特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護における家族に与える心身への負担など、深刻な状況にある。

また、サービス利用者やその家族からは生活実態に即したサービスや介護施設の確保、経済的負担の軽減について、介護事業者や介護従事者などからは介護報酬や処遇の改善についてなど、数多くの要望が上がってきている。

さらに、平成37年には、「団塊の世代」が75歳を迎えることから、今後、進展する超高齢社会を見据え、安心して老後を暮らせる社会の実現を目指すためには、多くの見直しが必要と求められ、平成24年に行われる介護保険制度の改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要である。

よって、国におかれては、介護保険制度の抜本的な基盤整備を行うために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早急に介護施設の待機者解消を目指すため、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び介護療養型医療施設の介護3施設を倍増させ、ケアハウスなどの特定施設及びグループホームを3倍に増加させるなど、介護施設の大幅な拡充を行うこと。
- 2 在宅介護への支援を強化するため、24時間365日訪問介護サービスの大幅な拡充を行うほか、家族介護において休息がとれるようレスパイト（休息）ケア事業を大幅に拡大し、在宅介護の支援強化を行うこと。
- 3 煩雑な事務処理の仕分を行い、手続きや要介護認定審査を簡素化し、容易に利用できる制度に転換すること。
- 4 介護従事者の待遇改善につながる介護報酬の引上げを行うこと。
- 5 介護保険料の上昇を抑制するため、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、平成37年には、介護保険の3分の2を公費負担で賄い、公費負担割合の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣